大和市告示第58号

大和市若年がん患者在宅生活支援助成に関する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市若年がん患者在宅生活支援助成に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)による保険給付の対象とならない若年のがん患者が訪問介護等を利用する際の金銭的負担を軽減するため、その費用の一部又は全部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者)
- 第2条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている40歳未満の者
 - (2) 在宅療養上の支援及び介護が必要ながん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る。)である者

(助成対象費用)

- 第3条 助成の対象となる費用は、次に掲げるサービスの利用(第5条の規定による申請(以下「助成申請」という。)をした日の30日前の日以後の利用に限る。)に要した費用(以下「助成対象費用」という。)とし、月額60,000円を上限とする。ただし、その利用の全部又は一部について他の法令等に基づく助成を受けることができる場合は、この要綱による助成の対象としない。
 - (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス
 - (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
 - (3) 次に掲げる用具に係る法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に相当するサービス
 - ア 車いす
 - イ 車いす付属品
 - ウ特殊寝台
 - エ 特殊寝台付属品(介助用ベルトを含む。)
 - オ 床ずれ防止用具
 - カ 体位変換器

- キ 手すり(工事を伴わないものに限る。)
- ク スロープ (工事を伴わないものに限る。)
- ケ 歩行器
- コ 歩行補助つえ
- サ 移動用リフト(つり具を除く。)
- シ 自動排泄処理装置
- (4) 次に掲げる用具に係る法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス
 - ア 腰掛便座
 - イ 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ウ 入浴補助用具
 - 工 簡易浴槽
 - オ 移動用リフトのつり具の部分

(助成額)

第4条 助成の額は、助成対象費用に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、助成対象者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により支援給付を受ける世帯の場合は、助成対象費用に相当する額とする。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとする者又はその代理人(以下「申請者」という。)は、大和市若年がん患者在宅生活支援助成申請書に大和市若年がん患者在宅生活支援助成意見書又は第2条第2号に該当することが確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、やむを得ない場合を除き、助成金を請求する代理人(以下「助成金請求代理人」という。)を指定するものとする。

(助成決定)

第6条 市長は、助成申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、その結果を大 和市若年がん患者在宅生活支援助成決定通知書又は大和市若年がん患者在宅生活支援助成不決定 通知書により申請者に通知するものとする。

(医師の意見の聴取)

第7条 市長は、必要と認めるときは、助成を受けようとする者又は前条の規定により助成決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)について、医師の意見を求めることができる。

(助成金の交付方法)

- 第8条 助成金は、助成決定者が助成申請時に指定した助成金請求代理人の口座に振り込むものとする。ただし、助成金請求代理人を指定できない場合は、助成決定者の口座に振り込むものとする。 (変更又は廃止の届出)
- 第9条 助成決定者又はその代理人は、住所、振込先口座等助成申請内容に変更が生じたとき、又は 助成を受ける必要がなくなったときは、大和市若年がん患者在宅生活支援助成変更(廃止)届によ り、速やかに市長に届け出なければならない。

(職権による廃止の決定及び通知)

第10条 市長は、前条の場合を除くほか、助成決定者が第2条各号のいずれかに該当しなくなった ことを把握したときは、助成の廃止を決定し、大和市若年がん患者在宅生活支援助成廃止決定通知 書により、当該者に通知するものとする。

(交付申請等)

- 第11条 助成金請求代理人又は助成決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、大和市若年がん患者在宅生活支援助成金交付申請書兼請求書に利用したサービスの領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、助成の対象となるサービスを最後に利用した日から2年を経過する日までに市長に申請するものとする。この場合において、当該申請は、月又は一定期間分を単位として行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成額を決定し、大和市若 年がん患者在宅生活支援助成金交付通知書により当該申請をした者に通知するとともに、当該助成 金を交付する。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとした者があるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成申請書	第5条
第2号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成意見書	第5条
第3号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成決定通知書	第6条
第4号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成不決定通知書	第6条
第5号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成変更(廃止)届	第9条
第6号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成廃止決定通知書	第10条
第7号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成金交付申請書兼請求書	第11条
第8号様式	大和市若年がん患者在宅生活支援助成金交付通知書	第11条